リ　遊技メダル数表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。
(イ)　遊技者が記録された遊技メダルの数を示す信号を自由に送信することができる性能を有するものであること。
(ロ)　遊技者が直接操作する場合のほか、記録された遊技メダルの数を減ずることができないものであること。
(ハ)　記録された遊技メダルの数を示す信号を遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないものであること。
ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。
［(イ)～(ヘ)　略］
［(2)・(3)　略］

別表第６　アレンジボール遊技機に係る技術上の規格（第６条関係）

(1)　性能に関する規格
［イ・ロ　略］
ハ　遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。
［(イ)・(ロ)　略］
(ハ)　遊技球の試射試験を10時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の２分の１を超え、かつ、３分の４に満たないものであること。
(ニ)　遊技球の試射試験を４時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の５分の２を超え、かつ、1.5倍に満たないものであること。
(ホ)　遊技球の試射試験を１時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の３分の１を超え、かつ、2.2倍に満たないものであること。
(ヘ)　［略］
(ト)　［略］
(チ)　［略］
［ニ～チ　略］
リ　遊技メダル数表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。
(イ)　遊技者が記録された遊技メダルの数を示す信号を自由に送信することができる性能を有するものであること。
(ロ)　遊技者が直接操作する場合のほか、記録された遊技メダルの数を減ずることができないものであること。
(ハ)　記録された遊技メダルの数を示す信号を遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないものであること。
ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。
［(イ)～(チ)　略］
［(2)・(3)　略］

別表第７　じやん球遊技機に係る技術上の規格（第６条関係）

(1)　性能に関する規格
［イ・ロ　略］
ハ　遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。
［(イ)・(ロ)　略］

［加える。］

リ　イからチまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。
［(イ)～(ヘ)　同左］
［(2)・(3)　同左］

別表第６　アレンジボール遊技機に係る技術上の規格（第６条関係）

(1)　性能に関する規格
［イ・ロ　同左］
ハ　［同左］
［(イ)・(ロ)　同左］
(ハ)　遊技球の試射試験を10時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の２分の１を超え、かつ、２倍に満たないものであること。

［加える。］

(ニ)　遊技球の試射試験を１時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の３倍に満たないものであること。

(ホ)　［同左］
(ヘ)　［同左］
(ト)　［同左］
［ニ～チ　同左］
［加える。］

リ　イからチまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。
［(イ)～(チ)　同左］
［(2)・(3)　同左］

別表第７　じやん球遊技機に係る技術上の規格（第６条関係）

(1)　性能に関する規格
［イ・ロ　同左］
ハ　［同左］
［(イ)・(ロ)　同左］